

農業制度資金等の貸付利率等に関する取扱要領

平成15年10月21日水田第951号

次に掲げる資金の融通については、それぞれの資金の要綱等において定めるもののほか、貸付利率等の取扱いは本要領により定めるものとする。

第1 農業協同組合等その他の一般金融機関から融通する資金

資金名	貸付利率等	左記の根拠規定
農業企業化資金	別表1	岐阜県農業企業化資金助成規則運営要綱（平成14年9月17日付け農産第860号）第2の6及び第3の2
(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)
農業経営負担軽減支援資金	別表4	岐阜県農業経営負担軽減支援資金助成規則運営要綱（平成13年8月31日付け農水第913号）第1の5の(3)
農業経営改善促進資金	別表5	岐阜県農業経営改善促進資金融通事業実施細則（平成7年2月6日付け農経第516号）第10の2
(削除)	(削除)	(削除)
新規経営体育成資金	別表7	岐阜県新規経営体育成資金運営要綱（平成29年3月27日付け農経第1599号）第2の5及び第7

- 附則 この要領は、平成15年10月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成15年11月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成15年12月18日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年 1月26日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年 2月19日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年 3月18日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年 4月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年 5月26日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年 6月18日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年 7月22日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年 8月18日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年 9月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年10月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年11月18日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年12月20日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年 1月24日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年 2月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年 3月18日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年 4月20日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年 5月25日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年 6月20日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年 7月21日から施行する。
- 附則 この要領は、平成17年 8月18日から施行する。

附則 この要領は、平成29年7月20日から施行する。
附則 この要領は、平成29年8月21日から施行する。
附則 この要領は、平成29年9月21日から施行する。
附則 この要領は、平成29年10月19日から施行する。
附則 この要領は、平成29年11月20日から施行する。
附則 この要領は、平成29年12月20日から施行する。
附則 この要領は、平成30年1月25日から施行する。
附則 この要領は、平成30年2月20日から施行する。
附則 この要領は、平成30年3月19日から施行する。
附則 この要領は、平成30年4月18日から施行する。
附則 この要領は、平成30年5月23日から施行する。
附則 この要領は、平成30年6月20日から施行する。
附則 この要領は、平成30年7月19日から施行する。
附則 この要領は、平成30年8月20日から施行する。
附則 この要領は、平成30年10月18日から施行する。
附則 この要領は、平成30年11月19日から施行する。
附則 この要領は、平成30年12月19日から施行する。
附則 この要領は、平成31年1月24日から施行する。
附則 この要領は、平成31年2月21日から施行する。
附則 この要領は、平成31年3月20日から施行する。
附則 この要領は、平成31年4月18日から施行する。
附則 この要領は、令和元年5月20日から施行する。
附則 この要領は、令和元年6月19日から施行する。
附則 この要領は、令和元年7月19日から施行する。
附則 この要領は、令和元年8月20日から施行する。
附則 この要領は、令和元年9月19日から施行する。
附則 この要領は、令和元年10月21日から施行する。
附則 この要領は、令和元年11月18日から施行する。
附則 この要領は、令和元年12月18日から施行する。
附則 この要領は、令和2年1月21日から施行する。
附則 この要領は、令和2年2月20日から施行する。
附則 この要領は、令和2年4月20日から施行する。
附則 この要領は、令和2年5月18日から施行する。
附則 この要領は、令和2年6月18日から施行する。
附則 この要領は、令和2年7月20日から施行する。
附則 この要領は、令和2年8月20日から施行する。
附則 この要領は、令和2年9月18日から施行する。
附則 この要領は、令和2年10月19日から施行する。
附則 この要領は、令和2年11月18日から施行する。
附則 この要領は、令和2年12月18日から施行する。
附則 この要領は、令和3年1月19日から施行する。
附則 この要領は、令和3年2月19日から施行する。
附則 この要領は、令和3年3月18日から施行する。
附則 この要領は、令和3年4月19日から施行する。
附則 この要領は、令和3年5月19日から施行する。
附則 この要領は、令和3年6月18日から施行する。
附則 この要領は、令和3年7月19日から施行する。
附則 この要領は、令和3年8月19日から施行する。

附則 この要領は、令和3年9月21日から施行する。
附則 この要領は、令和3年10月18日から施行する。
附則 この要領は、令和3年11月18日から施行する。
附則 この要領は、令和3年12月20日から施行する。
附則 この要領は、令和4年1月20日から施行する。
附則 この要領は、令和4年2月21日から施行する。
附則 この要領は、令和4年3月18日から施行する。
附則 この要領は、令和4年4月18日から施行する。
附則 この要領は、令和4年5月18日から施行する。
附則 この要領は、令和4年6月20日から施行する。
附則 この要領は、令和4年7月19日から施行する。
附則 この要領は、令和4年8月19日から施行する。
附則 この要領は、令和4年9月20日から施行する。
附則 この要領は、令和4年10月20日から施行する。
附則 この要領は、令和4年11月18日から施行する。
附則 この要領は、令和4年12月19日から施行する。
附則 この要領は、令和5年1月19日から施行する。
附則 この要領は、令和5年2月20日から施行する。
附則 この要領は、令和5年3月20日から施行する。
附則 この要領は、令和5年4月19日から施行する。
附則 この要領は、令和5年5月18日から施行する。
附則 この要領は、令和5年6月19日から施行する。
附則 この要領は、令和5年7月20日から施行する。
附則 この要領は、令和5年8月21日から施行する。
附則 この要領は、令和5年9月19日から施行する。
附則 この要領は、令和5年10月19日から施行する。
附則 この要領は、令和5年11月20日から施行する。
附則 この要領は、令和5年12月18日から施行する。
附則 この要領は、令和6年1月18日から施行する。
附則 この要領は、令和6年2月20日から施行する。
附則 この要領は、令和6年3月18日から施行する。
附則 この要領は、令和6年4月18日から施行する。
附則 この要領は、令和6年5月20日から施行する。
附則 この要領は、令和6年6月19日から施行する。
附則 この要領は、令和6年7月19日から施行する。
附則 この要領は、令和6年8月20日から施行する。
附則 この要領は、令和6年9月19日から施行する。
附則 この要領は、令和6年10月21日から施行する。
附則 この要領は、令和6年11月18日から施行する。
附則 この要領は、令和6年12月18日から施行する。